

聖徳太子の政治姿勢

―太子と蘇我氏との関係―

新野 直 吉

はじめに

昭和三十三年に私は「大化改新における反蘇我勢力の構造」という小論を書いたことがある。その論文のテーマとなつた「反蘇我勢力」そのものの分析は、今もって大筋において誤が無かつたと信じているが、該勢力の中核となつた中大兄皇子に代表される皇室勢力の源流として聖徳太子の存在があるとして、太子の政治的姿勢をとりあげた際には、「太子の政治方針が……蘇我氏のもとに代姓百代官僚群を、天皇のもとに編成し直そうとするところにあつたと見る」とのべた點については、少なからぬ問題があるように思われる。西三年の気持である。ここに太子と蘇我氏の政治上での関係 などから、太子の姿勢を若干追究してみたい。

註①「弘前大学国史研究」七号

本論

欽明天皇三十一年大臣蘇我稻目は世を去つたが、大臣

の地位は何の問題もなく稻目の子馬子にひきつがれた。今は対抗するよう皇臣姓豪族もないこと、これは自然の成りゆきである。欽明天皇の次の敏達天皇も、当初は歸化人の多い河内の百濟大井に皇居を営じたほどで、蘇我氏の皇室に対する親近さは群臣を抜いていたのである。しかし敏達天皇の田石は宣化天皇の皇世であつたから、馬子の思ふようにはかりはならず、漸もつには大和の蘇我種刀園外に移され、三輪君逆彦とが寵用されることゝなつた。けれどもその敏達天皇が、崇非佛をめぐりや、馬子と対立的あり方のうちに十四年にわたる治世を閉じると、馬子にとつて甥に當る用明天皇が即位し、並は物部守屋の手で亡ぼされた。しかも用明天皇の治世は僅か三年で終り、次の皇位継承者の擁立をめぐつて、大穗朝皇子を頂く守屋と泊瀨朝皇子を拾いあげた馬子との間に、宿年爾臣わつていた対立が爆発し、臣の敏達君で後の推古天皇である炊屋姫や用明皇子の菟戸皇子などの協力を得た馬子は、反対側の皇子達と守屋とを攻め滅してしまつたのである。大伴氏一族は、金村を非在した尾

興への怨をこゝで晴らそうとし巨ものか、それとも天下の大勢で蘇我氏に随身したという形のものか、馬子の剛に就いて守屋攻襲に参加した。この軍に紀・巨勢・高城・平群などの名族の勢力が挙って馬子側を擁護されているのを見れば、稲目によって手をつけられていたかと思われる武内宿禰系一門系譜の根柢はこの頃すでに大筋はできていたものであろう。仮に完成してはいなかったにしても、この戦乱を契機に阿門意識は事實上完成したと考えても差支えなまいと思われる。いわは自分の恩恵によって即位し巨甥の崇峻天皇（泊瀨新皇子）を形の上では頂いたもの、物部氏を消しまつて直の尊短朝を迎え得るという意味で、蘇我氏にとつてこの度の乱は誠に優値あるものであった。

そしてこの崇峻皇位継承・物部氏滅亡という大乱は、日本古代史の上で、もう一つの大きな転機となった。それは厩戸皇子即ち聖徳太子が蘇我氏と結びついて政界に登場すべき素地が形成されたということによつてである。崇峻天皇の次の推古天皇の時代が、いわゆる飛鳥文化の栄えに、我が国正史上の一大栄光期であったことは既に常識であるが、その輝かしい時代の中心に聖徳太子の存在があったこともまた言うまでもない。もしもこゝで只聰簡一物部の勢力が勝利を納めていたら、聖徳太子はえある意味があり得たか疑わしい。そしてまた、もし穴穗部一物部という大勢力を敵にまわすのでなかったら、

馬子が聖徳太子を自家陣營に迎え入れ重宝ボストにつけるよう存ことに存ったか否かもわからない。だからこの度の乱は、直時的には蘇我氏と聖徳太子にとつて重大な意味を帯びたのであるが、この聖徳太子一蘇我氏側を擁護するというもの、導き出しによって、我が古代史の荒れにとつてもまさしく重大な乱と存ったのであった。

聖徳太子と馬子との協力指導によつて展開された推古朝の政治は、一口に言えば反本博士説の如く「文化立国」の理念を基本精神とするものであった。そしてその文化立国の中心柱となつたものは崇佛主義であった。いまや物部氏の如きブレイキの存在しなく存つた推古朝の崇佛は、天皇の公的信仰だけぞ別として普ねく皇族貴族の中に広まつた。崇佛皇族の先頭に立つたのは、自ら三齋の義疏をものし、僧侶の如く天皇に経典を講じて虎視させたと伝えられ、法隆寺以下の諸大寺を建て、憲法十七家に篤く三皇を敬えと教えた聖徳太子であり、皇族側のそれは、いうまでもなく、誰よりも先に帰化人と共に仏に帰依した日本崇佛皇族の才一逞であった蘇我氏の当主で法興寺を信仰の拠所とした馬子であった。田村氏の指摘される通り「仏法興隆」の象徴的一句を分ち合つて、法興寺・法隆寺の寺名としてゐる両者は、飛鳥佛敎の、ひいては飛鳥文化の推進のための重の両輪であった。しかしそれにもかゝらず、太子の崇佛の道の到りついでところには「世間虚反、唯佛是真」の境地であった。

宗教者としては至当の大陪であらうが、皇太子攝政という俗界の權威者としては、あまりに實際を超越してしまつた非現実的環境ではないだらうか、田村氏は太子の推古天皇六年（五九四）から同三十年（六二二）までの攝政期間において、積極的活動は同九年（六〇一）から十年間に集中して、同二十年（六一二）以後はその關心は政治面から後退していると分析され、その理由を、攝政として打つべき手は打つ終えたとする安心感があつたのかもしれぬが、あるいは馬子との対立などで政治的に孤立したからではないか、という処にもとめられた。

細かい處では太子政治の出發が五九四年なら推古六年ではなく推古二年であるし、日本書紀などでは立太子攝政は同元年即ち五九三年とあるので、文中誤植があるらしいが、話の本筋はよく理解できる。また直木氏は、斑鳩に移つた太子の行動は政局の中心から身を引いたものであると、田村氏と同じような見方をとられた上で、しかし太子の備後陪心は、馬子をして、稻目と馬子の兩教興隆の努力が功績が、すべて太子のもとに集中的にあつて云えられることになつてしまふではないかと確信させていたらうと思像されたのである。何れにしても太子の政治は政策的には限界を持ったが、佛法の信仰は終生深まるのみであつたというのは、衆目の一致するところである。

佛法信仰の上で馬子に競争心をあこさせ、政治的に必

ずしも一致をを持たなかつたとすれば、兩者の關係は親密ではなかつたということになるが、事實はどうなるであらうか。冠位十二階・憲法十七条・遣隨使派遣・国史編纂などの太子の主な業績を、順次にとりあげ、馬子（蘇我氏）と太子との相互關係に注意しながら検討してみたい。

先ず冠位十二階は、推古十一年（六〇三）十二月に制定されたのであるが、専門家の研究により日本書紀秘記以後の卷が整理されて、その第一階位が大化の位階以後の才四階位、即ち令制の四位に相当すること、天皇・皇族や蘇我氏就中大臣馬子などには授けられないものであつたことが明らかにされた。中には、このような處も考慮に入れ書紀の記述法を検討したりして、冠位制定の発意は馬子にあつたとされる意見もあるが、これはやはり冠位によつて皇族を天皇の官人として序列的に把握するという機能を果たせながら、一方一般冠位体系の外にある特別尊貴者（人々）はそれを執政官の語によつて表現されるが、けだし當つていよう）としての馬子の立場も明らかにされてゐるわけであるから、これは兩者の合意によつて制度化されたものとして良いであらう。

また對外的には、隔化人層から朝鮮外交の面を掌握して、蘇我氏に対し、聖德太子は直接隨との外交を働き、それに関連して新羅との外交を打用したのである、というよう互見方が相当有力に行われており、尚それが

充分に傾聴に値するものを務めていることから考え、一方で井上博士の「推古朝の冠位制は、この朝鮮の位階制を、百濟をオ一とし、高句麗の制も参照して形成されたものであつた」とか、曾代新博士の「推古冠位十二階は……直柱は高句麗の制度を模倣したようである」とかというように存立場を勘案すれば、それは馬子の側の比重が手ごころのものとなるようであるが、こうしてすべての説の存在を承知の上で、滝川博士が、或る意味では世判的な語気を含めて、「高句麗・百濟に倣つたものでもなく、聖徳太子の胸懐から生れたもの」という表現をされるような立場の存在することも見逃し得ないのである。

冠位が広く言われる如く、官人層の把握の目的の制度であることは確かであるが、推古朝の官人というものがこれまでの氏族豪族と全く別の層から登庸されたというようなものと見えないし、そうであれば、従来の姓の制でも天皇の統制は行ない得たわけであり、また一部で考えられるように、馬子の牛耳る旧豪族に対する、聖徳太子の指導する、あたかも律令官僚に似たものになる新官人層というような対立的な二層の存在も、私共には考を得ない以上、聖徳太子の劃の反蘇我的獨創性というものもどう高く評価することはできないのである。結局冠位のことば、國府兩存制度としては、皇太子にとって大臣にとつても、どちらが一方にとつて特に都合がよいというような特殊な厚い、大して善にも弊にもならぬ

ものなつたと解されるが、対外的にはこの冠位やそれに伴ふる服制は大きな意味を帯びたものと考えられる。もちろん対朝鮮諸國との交渉においても意味をもつたろうが、こゝとの交渉においても意味をもつたろうが、こゝとの交渉は今にはじまつたわけではないから、この新制度を崩壊すべき要請は、新しい外交路線即ち遣隋使の派遣にとつて、隋朝廷に序列づけられる使臣たちの舞臺から主として来たものであろう。そうであればこれは、太子の外交方針によつて主として来たという性格の方がまさつてゐるということになるであらう。新冠位十二階は、太子の方に発案の比重はありさうであるが、馬子との同調において制定されたことにはなるであらう。

憲法十七条の方は、前年冠位によつて定位置づけられた官人達に対し、その官職精神の持ち方と職務心得のあり方とを教えたものであると言へる。したがつて冠位と一体のものであるから、教へ月しかへてはいない翌十二月四月に発布されたわけである。こゝでは天にたとえらるる天皇と地にたとえられる官人が、「天覆い地載す」という關係にあるべしと、儒教理念によつて指示されて居り、「當く三皇を敬へ」と崇徳の大原則が示されて居るのであるが、これでも群臣をとりしめる群御や、地方官の國司國造などの職務心得を強く諭しながら、大臣等についてだけは全く言い及んでいないと言へる。このようならずがには大臣を除外して反蘇我性を示すもの、ようにも

うけとれなくはないが、天皇不執政というすが正の推古
世帝のもとでは、皇太子と大臣とが二人共に最高の執政
者という立場にあつたわけであるから、覆うべきに天に
当るものは、名實は天皇であつても、實際は天皇に皇太
子と大臣とを含め正のものであるといつても良いであらう。
その上崇佛という蘇我氏累代の願望が、公けの場に拡大
して示されているのであるから、この憲法の崇佛主義に
蘇我氏が不満を持つべき理由は旨いわけである。更に儒
教原理といふ崇佛の理想といふ、皆が隋や百濟など東亞
世界における共通の基準律となつていゝものであるから、
帰化人勢力を翼下におさめていゝ蘇我氏にとつても、む
しろ鮮血合身のものであつたにちがいない。それ故憲法が

制定されることで太子と馬子の協調關係が成り立正なく
なるとか、兩者の提携關係が崩壊するやうな心配が生ず
るとか、というやうなことは格別ありやうにもないのだ
ある。

道隋使派遣の件は、右にもふれたやうに、蘇我氏―百
濟・高句麗という外交路線が既に存在したやうと考へら
れることからすれば、太子―新羅・隋という新路線は一
見異質なものにも見えるが、朝鮮三国共に隋から冊封を
うけているのであるから、我が遣隋使外交の最終的目標
である隋王朝に対し、百濟・高句麗共に特に敵對關係に
あつたというわけではなく、こゝでも太子と馬子との面
に、外交をめぐる対立があつたというやうな考察に役立

つほどの、題名を材料は見出し得ないのである。

最後に推古二十八年（六二〇）「天皇記・国記・臣重
伴造風造百八十郎并公民弄本記」の撰録のことであるが、
これも日本書紀か「皇太子嶋大臣と共に之を議りて云マ
シ」と記してあるのであるから、やはり兩者対立の所産と
いうよりは協議の所産とすべきであらう。大化改新の動
乱の際、焼亡する蘇我家に天皇記・国記が保存されてい
たのも、蘇我氏に不利だから内外不出にしておいたなど
というものではなく、馬子が、日本書紀の言う通りにこ
の編纂の責任者であり當事者であつたが故に、蘇我氏が
最近の保管者としてその任に當つていたものではないか
と考へられるのである。

古代中国で国政上の凶籍文書の類は丞相府の所管であ
つたから、天皇記以下も攝政としての聖德太子の所管で
あつたが、太子が尚もなく世界したので大臣馬子の所管
に歸したのであり、そのことは同時に、太子存きあと親
政者化した大臣馬子の地位が、天皇記などの継承により
はじめに公的に承認されたのであることを示すとし、そ
の証拠に太子の後に皇太子攝政は立てられず、馬子―
蝦夷―入鹿と代々執政の地位を独占継承し、大化改新の
動乱の際にも、火中の国記を拾つて般史慮尺が献上し、
それを獲得することによつて、やつと中大兄皇子が執政
の地位を回復したことが挙げられるという、極めて興味
ある田村氏の説などを参照すると、私見のやうに平凡に

考へること、あまりにも無味すぎるようではあるが、果して当時の我が國に丞相府に當るような組織づけられた機関として、「攝政府」なり、「大臣官房」なりがあつたか否かも疑わしいし、かりにおつたとしても、攝政の府よりは大臣の役署の方が「丞相府」に近い性格を持つので、はじめからこの方に保管されて差支えないと私考考へるわけである。とにかく、天皇記以下が馬子にとつても蘇我氏一門にとつても好ましいもので、珍室と共に大切に保管される性質のものであつたことだけはまされも厚き事實であらう。

殊に私は氏姓古代オ一のさらびやか厚同族系譜である武内宿禰後裔系譜の如き、蘇我氏中心の蘇我系譜が、最終的に記録定着されて、日本書記の段階に伝えられる中継者となるものは、この天皇記、国記以下の段階の編纂物であると考えられているので、へもろろんこの蘇我系譜は主として「臣連」等本記で記録されたらうが、この意味からもこの時期の国史編纂が反蘇我的写要素を持つことなどは全くないものと考えられるわけである。

以上主な事績のどのような部面からみても、聖徳太子の政治と蘇我氏の政治との間に特別の相異背反などの気配は見うけられないというのが、私の判断であるが、しからばこれまで使用した「合意」とか「同調」とかという語によって表現した両者の隔力は、果して眞の協力乃至は協調なのだろうか、それは、この稿の終りにも小札

る様に、太子世界後の蘇我氏の動きなどからみれば、決してそうは見えないのである。結論的に言えば両者の隔は協力は厚くて妥協であつたと考へるものである。

然らば両者は何故に妥協をしたものであらうか。私はその主な要因について、そのオ一を、馬子が崇峻天皇弑逆の後、非常の隙に最後の功札として担ぎ出したもので、現実に全くかけがえの無い存在の稚古天皇が、太子に刃する信任あつく、その太子と対立することは馬子にとつて、とりも厚おさす天皇と対立することになりかねず、もしも太子が馬子との対立の末に攝政の座を去るようになるとすれば、馬子としてはその功札前頼み綱の稚古天皇さえ皇位を去る危険があると考へたからであらうと考へる。そのことは蘇我氏が天皇を頂いた形でそのもとで大臣の権勢を増大保持しようとしたもので、まだ天皇制を否定したりするような気配はまったくなかつたことを示すものとも言えるであらう。

オニに太子の方も、如何に皇室絶対の理想をもつていても、蘇我大臣を無視しては、政治の現実的展開などは望むべくもないと考へたものであらう。ことに当時有能な官人が帰化人系氏族出身者の制するところであつて、馬子と対立しては、この面でも有能な人々を失ふことにならぬかという懸念があつたものと思われる。

オ三に、皇に帰化人層把握の問題だけではなく、前半には相当積極的であつた、太子の政治への取組み方が、後

半や、後退した気味があるといわれるのをみれば、賢明
后太子は、自分の理想追究に急ぎ過ぎて馬子を刺戟するこ
とは、場合によっては自分が崇峻天皇の二の舞にならな
いとも限らぬ。それなら、多くを望んですべてを夫ら
活険を冒すよりも、或る程度の知で妥協しながら、可能
母範囲で成果達成を心がけようとされたのでは無いであ
うかと考えられる。

このように后心理推測は所詮推測でしか無いけれども、
仮に太子の心理がどのようなものであつたにしろ、衰
い血に結ばれた二人の間には、通常の太子と大臣の間
柄とは大変質のちがったものがあり、それが両者の限
界ある協調的妥協をもたらしたものと思われるので
あるが、結果としてわれ／＼の前に展開された推古朝
の政治は、結局太子と馬子両面での馬車の牽引した
ものと見れるのであつて、太子單獨の卓越した指導性
というものは見出し得ないのである。

それだけに私は、大方の説である、推古朝に種をお
ろし開始された聖徳太子の政治理想の具現が、大化改
新として展開し実を結んだという、極めて両者を直線
的にとらえる立場に従来から養成することができない
のである。結果論としては、推古朝の政治にみられた
ようなものが、大化改新にもみられ、両者に通するも
のはあろうが、聖徳太子が自分の植えた苗を育て、大
化に大樹になるように計画し、後代に理想を伝達した

とは見られぬし、また中大兄皇子達の方にも、「上宮
太子の理想を達成する」などとという言論や主張があつた
様子の無いことはもろろに、そのような意識や理念もあ
つたらしい形迹は見当らぬ。しいて言えば、太子のは
じめに留學生・留學僧の帰朝によつて、新しい律令政治
への希求と理念が樹立されたということによつてのみ、
両者の因果関係はや、直線的になりたつてあろうが、そ
れさえも、果して太子が後世の政治改革を意識した上での
政策だつたか否かは甚だ疑問である。何よりも大化に
は蘇我氏を倒すことによつて改新が行われたのに、太子
は蘇我氏との妥協において事を処理しているという、本
質的矛盾があることは否定できない。

註①坂本太郎「新訂日本概説」才三章才一節。

②田村田澄「聖徳太子」V。

③同VI

④直木孝次郎「古代国家の成立」(「日本の正史」

才二巻)一四六頁。

⑤吉田新六「位階制の変遷について」(「正史地理」

八五—二二)・黛弘道「冠位十二階考」(「人文科

学紀要」一七)・井上光貞「冠位十二階とその史

的意義」(「日本古代国家の研究」所収)など。

⑥小倉豊文「聖徳太子と聖徳太子信仰」。

⑦田村氏など。

⑧田村「聖徳太子」V。

⑨ 井上「冠位十二階とその史的意義」むすび。

⑩ 曾我部靜雄「位階制度の成立」(「芸林」四巻五号)。

⑪ 港川政次郎「冠位十二階級とその制定の意義」(「聖徳太子研究」一〇一号)。

「聖徳太子研究」一〇一号)

⑫ 田村「聖徳太子」Ⅶ。

おわりに

上のべに即く、聖徳太子の政治姿勢は蘇我氏との協力的立場をとっていたのである。それを面者対立の相に示いてとらえようとしたのは、前掲の小論においても引用していた通り、井上博士の「当時既に官司は整い、貴族階級は官人化した、あつた。そして現に、氏族の秩序を破つて、官司を以て貴族を過しようとする道は、前年の冠位制定で開かれていたのでは無いか。かくて、憲法には、内儀によって作りだされようとするヒエラルヒーに對抗して、皇室の地位を絶対化することや、内儀以外の官人階級を引揚とすることやが、換言すれば、皇室みずからによるヒエラルヒーの形成の意図がまことにあざやか(1)にみられるのである」という十七系憲法解釈に同意し、博士の「蘇我氏と太子のヘゲモニーの争い」と見る、稚古朝政治の性格規定に無条件に追随したからであつた。しかし執念を廻くように存つてから気がついてみれば、又井上博士古田博士の著書の中に、既にこの問題はとかれ

ていたのである。「聖徳太子は、蘇我馬子と結んでこの改革に当られた。馬子は自己の権勢を保つために、不臣の行爲をも敢えてしたよう厚人物ではあるが、時代の新しい動きを理解して、太子と力を合せて政治に当り云々」と両者の協力を述べ、更に別の着では「併し太子が蘇我氏と結んでこの大改革をしようとしたのは、当時としては己むを得ない事情もあつたであらうが、成功を期する所以ではなかつた」という評言を載せて居られたのである。後者の著作の戦前版にはなかつたよう版この種の表現を、太子と蘇我氏の対立がめざましく論ぜられていた時期(前者は昭和二十七年刊・後者は昭和三十年刊である)に敢えて表明せられた博士の心遣には充分の感算があつたものである。概論書であるためもあつて、あまり氣にとめなかつた迂濶さは、曲りなりに博士の弟子の末席を汚す者として誠に慚愧に堪えないところである。

要するに、本稿において両者の間は無碍であつたと見た、太子に対する馬子の立場は、その方が有利だからという意味からの協力にすぎなかつた。太子亡き後の馬子から眼毒・入鹿に到るこの氏の専横的あり方を見れば、それは自から明らかにならう。推古三十二年の葛城県の無心、推古天皇の後に田村皇子(舒明)を立て、山背大兄王(聖徳太子の王子)を排し、更に皇極天皇を立て、再び排した上に、皇極二年には遂に重つめて山背大兄王

を攻め亡ぼすなどという一連の行為には、就中聖徳太子の名実共の後継者山背大兄王を亡ぼした行為には、聖徳太子に心から協力していたというふうなものは与かた。た羨、むしろ欲望達成の上の邪魔者とさえ感じていたらしい気配が、残りなく映し出されていると思えるのである。

したがって、人一倍の聰明者太子も、馬子一匹のそうした心の動きを察知し得めとは考えられないことである。垂新羅將軍來目皇子、征新羅將軍当麻皇子などによる積極的外征計画、造隔仗派遷延など、いうことは、馬子との關係が、形の上で対立に与りないまでの限度においての、太子の自己主張でありたと解してよいであろう。表面の形では太子と馬子の協調は成功していたが、内実は次才に對立の潜在度が強まっていたというのが、最も真に正しい面々の關係の把握であろう。

皇室に近づき、それを利用する方向で進んで来た蘇我氏の正史は、ここに到って、皇室を或る意味では邪魔にする段階に達していたことがこのようになる一因だったのであろうと考えられる。

註①井上光貞『大化政新』才四章一よりの引用。

②同右一二六頁。

③古田京一『新日本正史釋說』才五章。

④古田『概観日本通史』上巻才三章三。

(四十一・十一)

★ 受贈 支 換 四 書 昭和41.5.11月

論衡校註 國立台灣大學文學院文史叢刊

史 譯 (才二期國立台灣大學文學院)

清朝初期の八旗圖他 (以下同)

魏源對西方的認識及其海防思想

北魏中書省考

錢牧齋箋注杜詩補

張九齡年譜附論五種

明代中國與馬末亞的關係

拓跋氏的漢化

墨子假借字集證

荀子假借字集證

金海陵帝的伐宋與采石戰役的考證

滿洲叢考

清乾嘉時代之史學與史家

神直學 49・50・51 神直學會

海華史研究 16 日本海華史學會

駒沢史學 13 駒沢大學史學會

史 源 45 大塚史學會

MUSEUM 國立博物館

紀要史學 11 中央大學文學部

熊本史學 30 熊本史學會

研究ノート 16 農業綜合研究所